

令和5事務年度 資産税に係る取組

- 令和5事務年度の相続税の調査等の状況及び令和5年分相続税の申告事績（概要）
- 相続税調査に係る取組
- 相続税調査事例
 - 事例① 時価約4億円の金地金を申告から除外した事例
 - 事例② 相続開始前に多額の現金を引き出し、相続税の納税を免れようとした事例
 - 事例③ 被相続人からの預り金を申告から除外した事例
 - 事例④ CRS情報を端緒に、海外資産の申告除外を把握した事例

（連絡先）

- 相続税の調査等の状況及び申告事績について
国税庁 課税部 資産課税課 課長補佐
- e-Taxの利用状況等（トピックス）について
国税庁 課税部 資産課税課 企画専門官

久田 訓寛 （内線 ■■■）

塚本 秀一 （内線 ■■■）

令和5事務年度の相続税の調査等の状況及び令和5年分相続税の申告事績（概要）

調査等の状況

相続税の調査等の状況

- **実地調査と簡易な接触を合わせた調査等の件数及び追徴税額は、簡易な接触の事績の公表を始めた平成28事務年度以降で最高。**
- 実地調査の件数（8,556件、対前事務年度比104.4%）、申告漏れ等の非違件数（7,200件、同102.3%）、申告漏れ課税価格（2,745億円、同104.4%）、追徴税額（735億円、同109.8%）は、いずれも前事務年度から増加。また、追徴税額は過去10年で第2位。
- 簡易な接触に係る接触件数（18,781件）、申告漏れ等の非違件数（5,079件）、申告漏れ課税価格（954億円）、追徴税額（122億円）は、いずれも簡易な接触の事績の公表を始めた平成28事務年度以降で最高。

【実地調査・簡易な接触の状況】

項目	区分	実地調査					簡易な接触					調査等合計				
		(参考)平成30	(参考)令和4	令和5	対30事務比	対前事務比	(参考)平成30	(参考)令和4	令和5	対30事務比	対前事務比	(参考)平成30	(参考)令和4	令和5	対30事務比	対前事務比
調査等件数	件	12,463	8,196	8,556	68.7%	104.4%	10,332	15,004	18,781	181.8%	125.2%	22,795	23,200	27,337	119.9%	117.8%
申告漏れ等の非違件数	件	10,684	7,036	7,200	67.4%	102.3%	2,287	3,685	5,079	222.1%	137.8%	12,971	10,721	12,279	94.7%	114.5%
申告漏れ課税価格	億円	3,538	2,630	2,745	77.6%	104.4%	443	686	954	215.5%	139.0%	3,980	3,316	3,698	92.9%	111.5%
追徴税額計	億円	708	669	735	103.8%	109.8%	44	87	122	278.5%	140.8%	752	756	857	114.0%	113.4%

調査に係る主な取組

1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

無申告事案に対する申告漏れ等の非違件数は613件（対前事務年度比101.0%）。追徴税額は123億円（同111.4%）であり、公表を始めた平成21事務年度以降で最高。

2 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況

海外資産に係る申告漏れ等の非違件数は168件（対前事務年度比96.6%）。海外資産に係る申告漏れ課税価格は62億円（同88.9%）。

3 贈与税の実地調査の状況

申告漏れ等の非違件数は2,630件（対前事務年度比96.3%）、追徴税額は108億円（同137.5%）。

申告事績

相続税の申告事績

- 令和5年分における被相続人（死亡者数）は1,576,016人（対前年比100.4%）。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は155,740人（同103.2%）で、過去最多。
- 課税価格の総額は21兆6,335億円（同104.6%）、申告税額の総額は3兆53億円（同107.4%）で基礎控除額の引下げがあった平成27年分以降最高。
- 課税割合は9.9%と過去最高。

e-Taxの利用状況等

- 令和6年度のe-Tax利用率の目標値を48%に設定し、利用拡大に向けて税理士等に対する個別勧奨などを実施。
- 令和5年度のe-Tax利用率は、37.1%（前年度から7.6ポイント上昇）。
- 相続税e-Taxについては、税理士等からの意見・要望等を踏まえ、利便性向上のための方策を実施するとともに、国税庁HP内に「相続税e-Tax特設サイト」を開設し、周知・広報を積極的に実施。



令和5事務年度 相続税調査に係る取組

相続税の調査等

追徴税額857億円

簡易な接触の事績の公表を始めた
平成28事務年度以降で

最高

実地調査については過去10年で第2位
簡易な接触については公表以降最高

無申告事案

追徴税額123億円

公表を始めた平成21事務年度以降で

最高

無申告事案の実地調査1件当たりの追徴税額も
過去最高

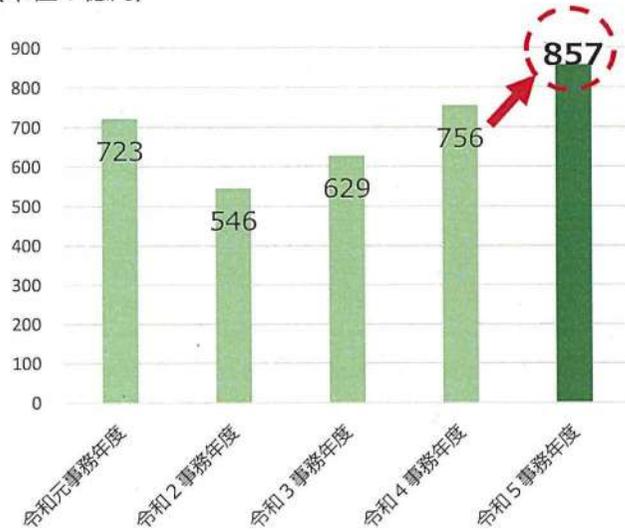
海外資産

申告漏れ等の非違168件

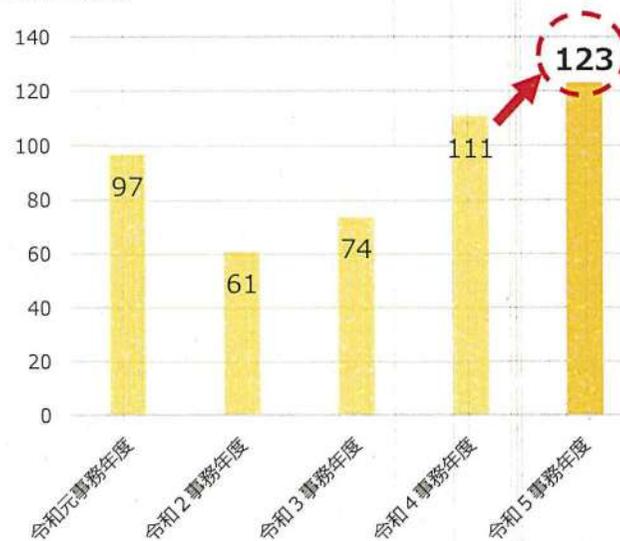
公表を始めた平成13事務年度以降で

第2位

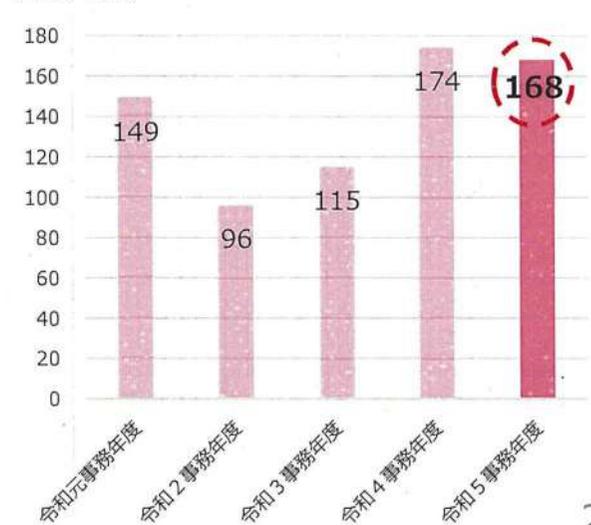
(単位：億円)



(単位：億円)



(単位：件)



【事例①】時価約4億円の金地金を申告から除外した事例

事例概要

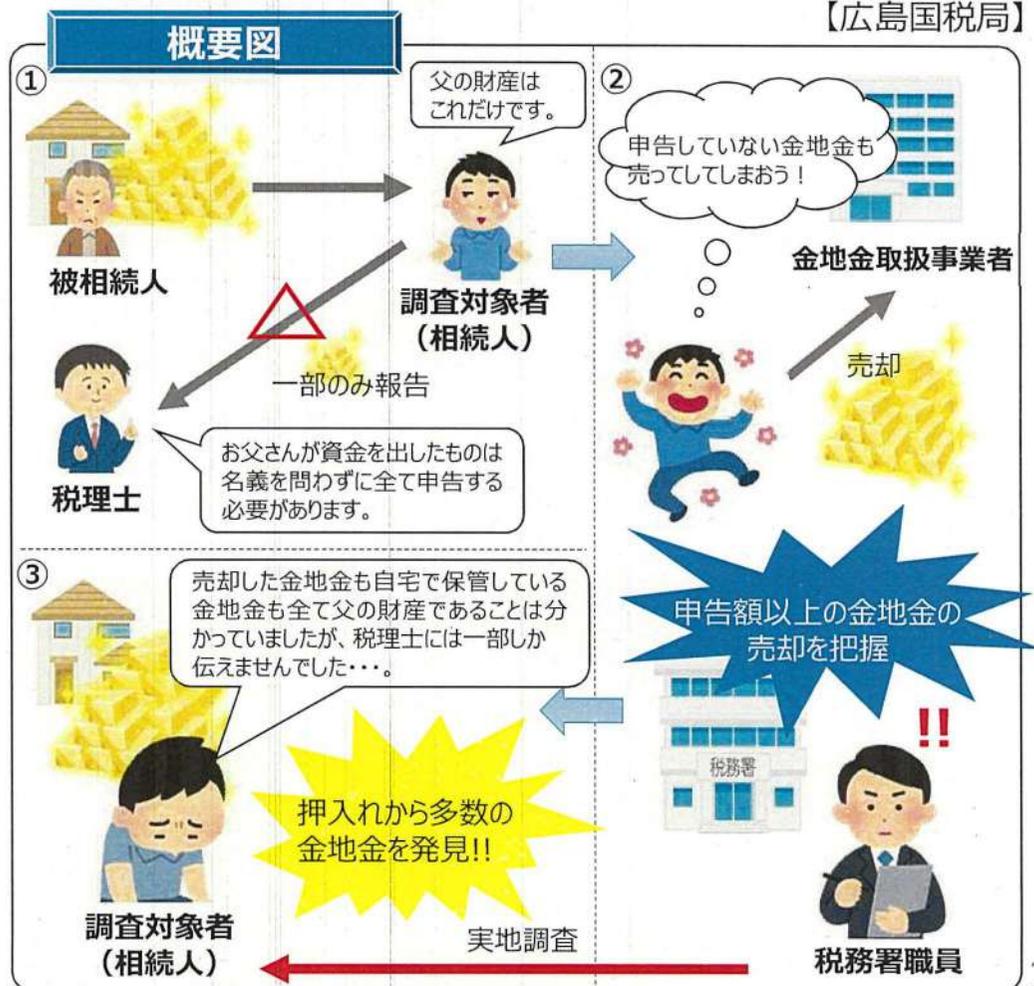
部内資料や譲渡所得の申告状況から、相続税の申告後に、相続財産として申告された数量以上の金地金が売却されていることを把握したため、実態解明のため調査に着手した。

臨宅調査において、被相続人の部屋の押入れから多数の金地金を発見したため、調査対象者に対して購入状況や申告の経緯について説明を求めた。

調査対象者は、申告した金地金の他にも、被相続人自身が購入したものや、被相続人から代金を渡され調査対象者の名前で購入するよう依頼されたものがあり、どちらも申告が必要なことを知りながら、税理士にその事実を隠ぺいし、一部を除外して申告したことを認めた。

増差課税価格 : 約4億3千万円
 追徴税額 : 約2億4千万円 (重加算税有)

【広島国税局】



【事例②】相続開始前に多額の現金を引き出し、相続税の納税を免れようとした事例

【大阪国税局】

事例概要

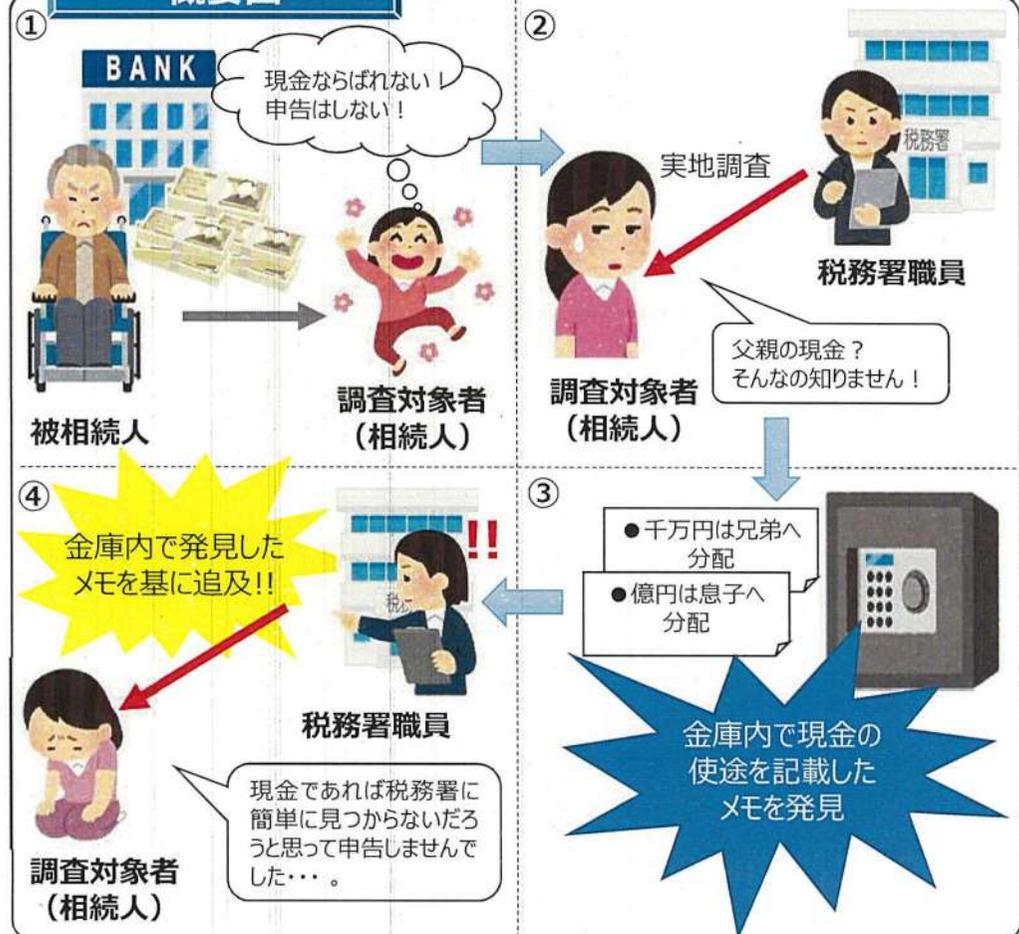
部内資料から、相続開始前に被相続人名義の定期預金が解約され多額の現金が引き出されていることを把握したところ、相続税の申告書が提出されていなかったため調査に着手した。

臨宅調査において、調査対象者に対し現金の用途や引き出した経緯を聴取したところ、全く分からないとの回答に終始したが、自宅金庫内で現金の用途が記載されたメモを発見した。

そのメモを基に再度説明するよう求めたところ、調査対象者は、被相続人からの指示で現金を引き出し、申告が必要だった現金を他の相続人や親族に分配していたこと、申告が必要なることを知りながら、現金であれば税務署に容易に把握されることはないだろうという考えの下、申告を行わなかったことを認めた。

増差課税価格 : 約 3 億 1 千万円
追徴税額 : 約 7 千万円 (重加算税有)

概要図



【事例③】被相続人からの預り金を申告から除外した事例

事例概要

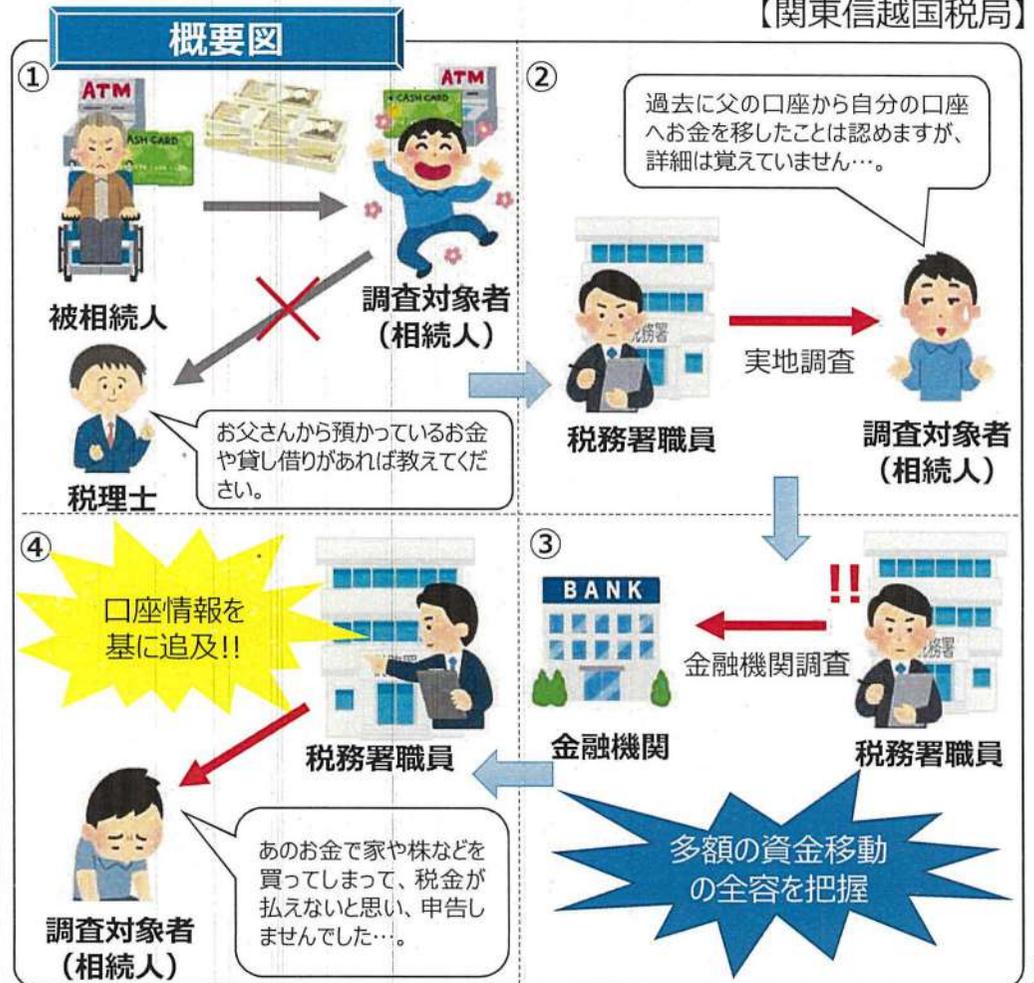
部内資料から、被相続人から相続人の預金口座へ多額の資金移動があることを把握したところ、相続税の申告書に当該金員の記載がなかったことから調査に着手した。

臨宅調査等で調査対象者に対し事実関係を聴取したところ、被相続人名義の口座から調査対象者名義の口座へ預金を移した事実を認めたと、資金移動時の通帳等の提示を受けることができず、全容を把握することができなかった。そのため、金融機関調査を行ったところ、被相続人から相続人への多額の資金移動の全容を把握した。

調査対象者は、当該金員が被相続人の財産であることを認識しながらも、気づけば膨大な金額を費消してしまい、相続税を支払うことができないと思い、税理士から被相続人からの預り金や被相続人との貸借関係を問われたにもかかわらずその存在を隠ぺいし、預り金を除外して申告したことを認めた。

増差課税価格 : 約 5 億 1 千万円
 追徴税額 : 約 2 億 7 千万円 (重加算税有)

【関東信越国税局】



【事例④】CRS情報を端緒に、海外資産の申告除外を把握した事例

【大阪国税局】

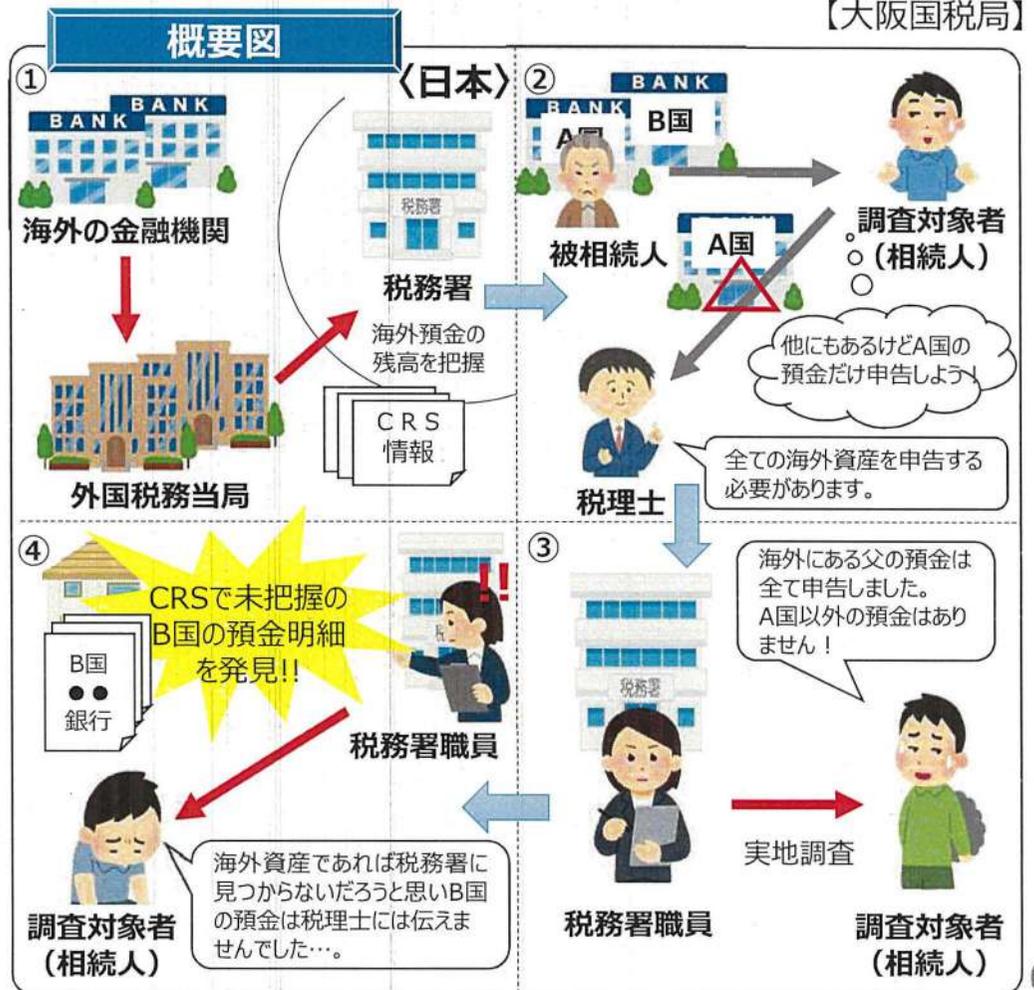
事例概要

複数国のCRS情報から、申告書に計上のない海外資産を保有していることが想定されたため、調査に着手した。

臨宅調査では、調査対象者は、申告したA国の預金以外には海外資産を保有していないとの回答に終始したが、自宅内でCRS情報で把握していなかったB国の預金明細を発見した。

調査対象者は、B国の預金が相続財産であることを知りながら、海外資産は税務署に容易に把握されることはないだろうという考えの下、税理士にその存在を隠ぺいし、一部を除外して申告したことを認めた。

増差課税価格 : 約 6 千万円 (国内非違含む)
 追徴税額 : 約 4 千万円 (重加算税有)



大口・悪質な事案に対して的確に実地調査をするとともに、
簡易な接触を効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の実現に取り組んでいます

各種法定調書

- 財産債務調書 3億円以上の財産又は
1億円以上の有価証券等
- 国外財産調書 5,000万円超の国外財産
- 国外送金等調書 100万円超の
国外との送受金
- ⋮

部内外資料

申告書情報・インターネット情報等



租税条約等に基づく
税務当局との情報交換

- ・自動的情報交換（CRS情報等）
- ・要請に基づく情報交換



国税庁

あらゆる機会を通じて
情報を収集・分析



申告額が過少であると想定される納税者や
不正に税金を免れようとしている大口・悪質な
納税者などに対して、

実地調査を的確に実施

申告が必要と思われる納税者や
計算誤りなどがある納税者に対して、
文書照会や電話、来署による面接などによる

簡易な接触を効果的・効率的に実施